

教育委員会

教育公安委員会

【議案関係資料】

（当初予算関係）

2月20日提出

目 次

課室名	タイトル	頁
総務課	(新) 高校入試出願システム導入及び運用事業	4
	(新) 東京学生寮整備事業官民連携手法導入可能性調査実施委託	5
施設整備室	県立学校整備事業	6
教職員給与課	義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を 改正する条例案【議案第92号】	10
幼保推進課	保育士等確保対策事業	12
	多様な保育促進事業	14
義務教育課	学校支援スタッフ配置事業	15

目 次

課室名	タイトル	頁
高校教育課	全国高等学校総合文化祭あきた大会開催事業	17
	高等学校学習環境等整備事業	19
	学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例案【議案第94号】	20
特別支援教育課	特別支援学校生の職域拡大・職場定着促進事業	22
生涯学習課	あきたMuseum機能強化事業	23
	(新) 図書館総合電算システム更新事業	25
文化財保護室	(新) 秋田県甘肅省文化交流事業 —甘肅省博物館秋田文化展—	26

(新) 高校入試出願システム導入及び運用事業

総務課

1 目的

公立高校入学者選抜に係る生徒及び保護者の利便性の向上と入試業務の大幅な効率化・省力化を図るため、高校入試出願システムを導入する。

2 概要

(1) システムの概要

① 出願書類等のオンライン化

- ・生徒及び保護者は、パソコンやスマホ等で願書を作成
- ・中学校は、システム上で調査書の作成や出願状況等を確認
- ・高校は、システム上で出願書類等の受領や志願倍率等の集計が可能
- ・合否情報も生徒がシステム上で確認可能

② 検定料のキャッシュレス決済に対応

- ・クレジットカードやコンビニでの決済が可能

(2) 期待される効果

- ・願書の入力や確認が手元の端末で可能となり、生徒及び保護者の利便性が向上
- ・システム上で誤記や記載漏れがチェック可能となり、教職員の負担が軽減
- ・出願書類等の運搬時の事故や災害時等におけるき損のリスクが軽減

3 予算額

1 1 3, 3 8 8 千円 (⊖ 1 1 3, 3 8 8 千円)

内訳 ・ 委託料 1 1 3, 3 8 8 千円

4 導入スケジュール

令和 6 年 6 月 業者選定、システム構築

令和 7 年 2 月 システム構築完了

9 月 テスト入力 (W e b 出願体験)

令和 8 年 2 月 本格稼働 (令和 8 年度入学者選抜) ※現在の中学 1 年生から本システムを使用する。

(新) 東京学生寮整備事業官民連携手法導入可能性調査実施委託

総務課

1 目的

(公財) 秋田県育英会が所有・運営している東京学生寮について、将来的なあり方の一つとして官民連携手法により建て替える場合のシミュレーション調査を行う。

2 概要

民間資本を導入して東京学生寮を建築・運営する場合の可能性調査を実施する。

- (1) 委託先 PFI事業を手がけるコンサルタント等
- (2) 委託内容
 - ・諸条件の整理（土地、周辺環境や整備上の制約調査等）
 - ・事業スキームの検討（事業主体、官民の役割、資金調達等）
 - ・モデルプランの作成（土地や施設の複合的利用策、施設規模、事業収支等）

3 予算額

9,174千円 (諸 1,596千円 ⊖ 7,578千円)
 内訳 ・委託料 9,174千円

【参考】 秋田県育英会の学生寮の概要

	東京寮【男子寮】	ビューリー千秋【女子寮】
所在地	東京都世田谷区北沢1-41-22 ※井の頭線「池の上」徒歩3分 小田急線「下北沢」徒歩10分	神奈川県川崎市中原区宮内4-31-5 ※JR南武線「武蔵中原」徒歩10分
土地所有者 面積	県 2,931.86㎡ 昭和23年 秋田県育英会からの寄付による	県 901.25㎡ 昭和35年 購入
建物所有者 延べ床面積	(公財) 秋田県育英会 2,688.81㎡ (本館1,275㎡ 別館1,413.81㎡)	(公財) 秋田県育英会 1,806.34㎡
建築年	本館：昭和52年 別館：平成7年	平成9年
部屋数 R5.4入居数	119室（本館49 別館70） 64名（入居率53.8%）	80室 23名（入居率28.8%）

県立学校整備事業

施設整備室

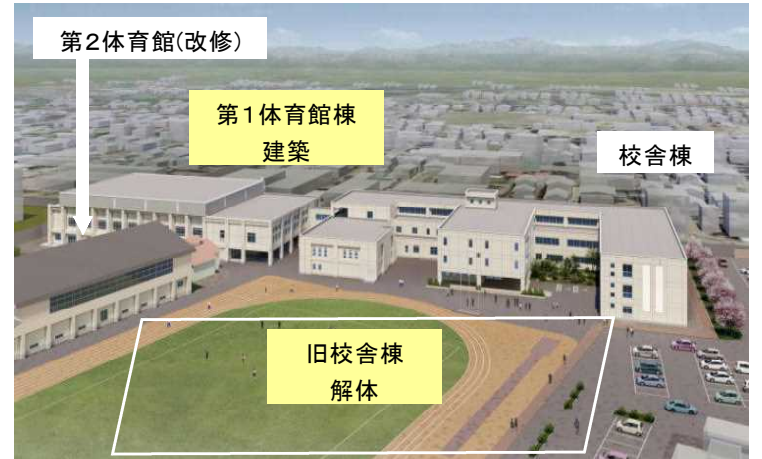
1 横手高校【単独改築】

- (1) 事業概要 現敷地に新校舎等を建築する。
- (2) 6年度事業
- ・実施工事等 修正（基本・実施）設計、体育館棟の建築
 - ・予算額 1,034,288千円
(債 930,800千円 ⊖ 103,488千円)
内訳 ・工事請負費 971,497千円
・委託料等 62,791千円
- (3) 継続費の状況
- ・設定期間 令和2～7年度
 - ・継続費総額 6,255,059千円
- (4) 全体事業費 約65億円



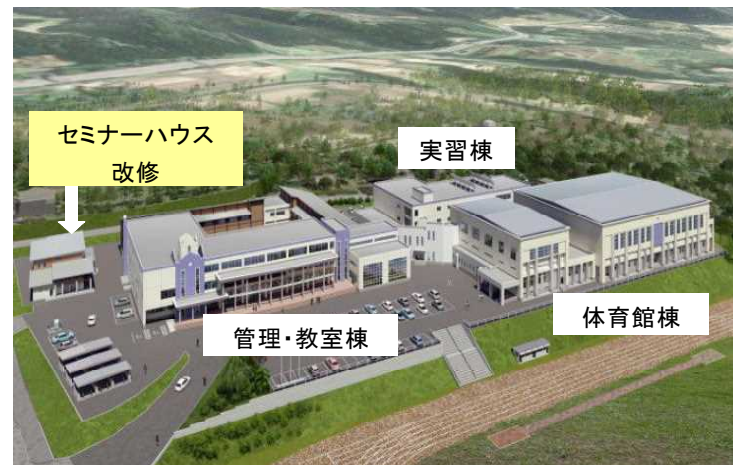
2 大曲高校【単独改築】

- (1) 事業概要 現敷地に新校舎等を建築する。
- (2) 6年度事業
- ・実施工事等 修正（基本・実施）設計、旧校舎棟の解体、第1体育館棟の建築
 - ・予算額 1,416,483千円
(債 1,274,800千円 ⊖ 141,683千円)
内訳 ・工事請負費 1,346,322千円
・委託料等 70,161千円
- (3) 継続費の状況
- ・設定期間 令和3～8年度
 - ・継続費総額 6,981,010千円
- (4) 全体事業費 約73億円



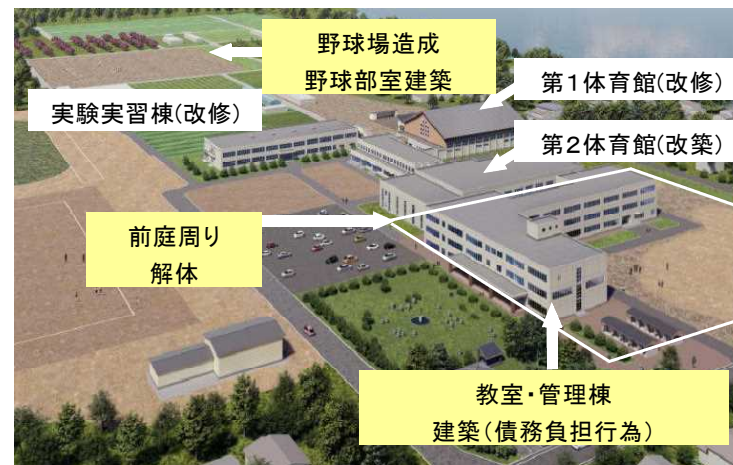
3 鹿角高校【統合整備、令和6年4月開校】

- (1) 事業概要 花輪高校敷地に統合校の校舎等を整備する。
- (2) 6年度事業
- ・実施工事等 セミナーハウスの改修、外構工事 等
 - ・予算額 173,593千円
(債 156,200千円 ⊖ 17,393千円)
内訳 ・工事請負費 144,884千円
・委託料等 28,709千円
- (3) 継続費の状況
- ・設定期間 令和3～6年度
 - ・継続費総額 3,357,597千円
- (4) 全体事業費 約37億円



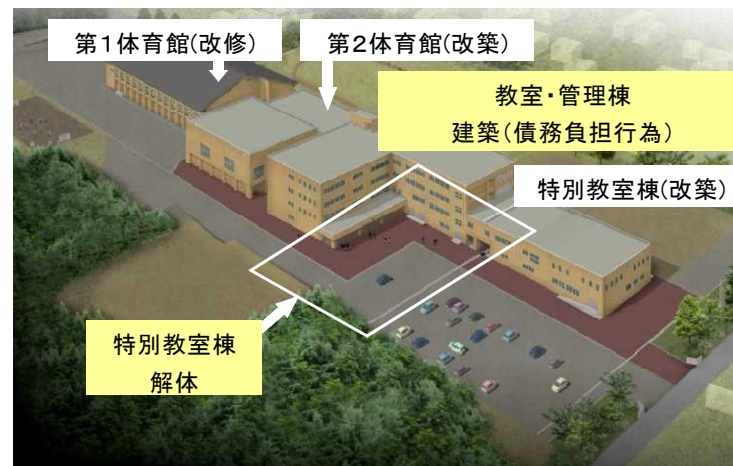
4 金足農業高校【単独改築】

- (1) 事業概要 現敷地に新校舎等を建築する。
- (2) 6年度事業
- ・実施工事等 野球場の造成、給排水・受変電設備工事、野球部室の建築、前庭周り解体 等
 - ・予算額 694,724千円
(債 625,200千円 ⊖ 69,524千円)
内訳 ・工事請負費 650,993千円
・委託料等 43,731千円
- (3) 債務負担行為
- ・対象工事等 教室・管理棟の建築
 - ・設定期間 令和7～9年度
 - ・限度額 3,648,460千円
(国 64,499千円 債 3,225,300千円 ⊖ 358,661千円)
- (4) 全体事業費 約94億円



5 湯沢高校【単独改築】

- (1) 事業概要 現敷地に新校舎等を建築する。
- (2) 6年度事業
- ・実施工事等 特別教室棟の解体、教室・管理棟の建築
 - ・予算額 775,007千円
(国 1,293千円 債 696,300千円 〇 77,414千円)
内訳 ・工事請負費 731,610千円
・委託料等 43,397千円
- (3) 債務負担行為
- ・対象工事等 教室・管理棟の建築
 - ・設定期間 令和7～8年度
 - ・限度額 2,726,154千円
(国 24,485千円 債 2,431,400千円 〇 270,269千円)
- (4) 全体事業費 約70億円



6 比内支援学校【単独改築】

- (1) 事業概要 現敷地に新校舎等を建築する。
- (2) 6年度事業
- ・実施工事等 グラウンドの造成、外構工事
 - ・予算額 53,382千円
(債 42,700千円 〇 10,682千円)
内訳 ・工事請負費 53,382千円
- (3) 継続費の状況
- ・設定期間 平成30～令和6年度
 - ・継続費総額 3,286,754千円
- (4) 全体事業費 約34億円



7 栗田支援学校【単独改築】

- (1) 事業概要 現敷地に新校舎等を建築する。
- (2) 6年度事業
- ・実施工事等 プール棟の解体、食堂・厨房棟の増築・改修
 - ・予算額 932,301千円
(国 5,173千円 債 778,900千円 資 148,228千円)
内訳 ・工事請負費 921,379千円
・委託料等 10,922千円
- (3) 債務負担行為
- ・対象工事等 食堂・厨房棟の増築・改修
 - ・設定期間 令和7年度
 - ・限度額 135,232千円
(国 11,599千円 債 110,800千円 資 12,833千円)
- (4) 全体事業費 約59億円



義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例案【議案第92号】

教職員給与課

1 改正理由

学校教育の水準の維持及び向上に資するため、義務教育諸学校等の教育職員が行う業務の量の適切な管理その他義務教育諸学校等の教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置について所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正内容

- (1) 義務教育諸学校等の教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他義務教育諸学校等の教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項に規定する指針に基づき、当該義務教育諸学校等の教育職員のサービスを監督する教育委員会の定めるところにより行うものとする。（第8条関係）
- (2) その他所要の規定の整理を行うこととする。

3 施行期日

令和6年4月1日

【参考】条例改正の背景

文部科学省が示した「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」において、都道府県教育委員会が教育職員の時間外在校等時間の上限方針について条例・規則等の整備を行うよう明記された。

新	旧
<p>(趣旨) 第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十四条第五項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第四十二条並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第八号において「法」という。）第三十一条及び第三十三条並びに第六条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、義務教育諸学校等の教育職員（市町村立の義務教育諸学校等の教育職員のうち市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三十五号）第一条に規定する者を含む。）の給与その他の勤務条件について特例を定めるとともに、義務教育諸学校等の教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理等について定めるものとする。</p> <p>(定義) 第二条 略</p> <p>2 この条例において「教育職員」とは、校長、副校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員に限る。）、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。</p> <p>(義務教育諸学校等の教育職員の教職調整額の支給) 第三条 義務教育諸学校等の教育職員（校長、副校長及び教頭を除く。）には、その者の給料月額額の百分の四（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七條の二第一項第一号に該当すると</p>	<p>(趣旨) 第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十四条第五項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第四十二条並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第三号第一項及び第三項の規定に基づき、義務教育諸学校等の教育職員（市町村立の義務教育諸学校等の教育職員のうち市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三十五号）第一条に規定する者を含む。）の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。</p> <p>(定義) 第二条 略</p> <p>2 この条例において「教育職員」とは、義務教育諸学校等の校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員に限る。）、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。</p> <p>(教育職員 の教職調整額の支給) 第三条 教育職員（校長、副校長及び教頭を除く。）には、その者の給料月額額の百分の四（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七條の二第一項第一号に該当すると</p>
<p>2 略</p> <p>(義務教育諸学校等の教育職員の時間外勤務) 第六条 義務教育諸学校等の教育職員については、正規の勤務時間の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務（正規の勤務時間を超える勤務をいい、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年秋田県条例第三号。次条第一項第三号において「勤務時間条例」という。）第九条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日（以下この項及び次条第一項第三号において「休日」という。）並びに一般職の職員の給与に関する条例第十六条又は市町村立学校職員給与条例第十九条の規定により休日勤務手当が一般の職員に対して支給される日（休日を除く。）における正規の勤務時間中の勤務を含むものとする。次項において同じ。）は、命じないものとする。</p> <p>2 義務教育諸学校等の教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、次に掲げる業務に従事する場合で臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとする。</p> <p>一 四 略</p> <p>(義務教育諸学校等の教育職員の業務量の適切な管理等) 第八条 義務教育諸学校等の教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他義務教育諸学校等の教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、法第七条第一項に規定する指針に基づき、当該義務教育諸学校等の教育職員の服務を監督する教育委員会の定めるところにより行うものとする。</p>	<p>2 略</p> <p>(教育職員 の時間外勤務) 第六条 教育職員 については、正規の勤務時間の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務（正規の勤務時間を超える勤務をいい、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年秋田県条例第三号。以下「勤務時間条例」という。）第九条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日（以下並びに一般職の職員の給与に関する条例第十六条又は市町村立学校職員給与条例第十九条の規定により休日勤務手当が一般の職員に対して支給される日（休日を除く。）における正規の勤務時間中の勤務を含むものとする。次項において同じ。）は、命じないものとする。</p> <p>2 教育職員 に対し時間外勤務を命ずる場合は、次に掲げる業務に従事する場合で臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとする。</p> <p>一 四 略</p> <p>(校長、副校長、教頭、実習助手及び寄宿舎指導員を除く。)にあつては、人事委員会規則で定める割合)に相当する額の教職調整額を支給する。</p>

保育士等確保対策事業

幼保推進課

1 目的

保育環境の充実に向けて、人材の確保や保育士等が安心して働き続けることができる職場環境づくり等を推進する。

2 概要

- (1) 保育士産休等代替職員補助事業 14,309千円
保育士等が安心して働き続けることができるよう、出産休暇又は病気休暇を取得する保育士等の代替職員の雇用に要する経費に対し助成する。
- ・補助先 私立の保育所、幼稚園等
 - ・補助件数 28人（出産休暇代替職員）
 - ・補助基準 日額10,646円（上限額）
 - ・補助率 10/10（県10/10）
- (2) 子育て支援員養成事業 3,031千円
保育所等において保育・子育て支援に従事する子育て支援員を養成する。
- ・事業内容 専門研修（地域保育コース18科目）を県内3地域で開催
 - ・受講定員 80人（県北20人、県央30人、県南30人）
 - ・実施時期 8～11月（予定）
- (3) 保育士等キャリアアップ研修事業 11,301千円
保育所等におけるリーダー的な役割を担う職員等の資質の向上を図るための研修を実施する。
- ・事業内容 集合型（障害児保育、マネジメント等の6分野）、オンライン型（乳児保育、幼児教育等の7分野）による研修の実施
 - ・受講定員 集合型延べ1,030人、オンライン型延べ1,900人

- (4) 保育士資格取得に係るオンライン手続化事業 284千円
 保育士登録者管理システムの各種情報の連携等を目的とした改修に要する経費に対し助成する。
 ・補助先 社会福祉法人日本保育協会
 ・補助率 10/10 (県10/10)
- (5) 保育補助者雇上強化事業 24,793千円
 保育士等の業務負担を軽減し離職防止を図るとともに、潜在保育士の再就職を促進することにより、保育士確保が困難な地域における待機児童の発生を防止するため、保育補助者の雇上げに要する経費に対し助成する。
 ・補助先 新子育て安心プラン実施計画を策定する市町村
 ・対象施設 私立の保育所、幼保連携型認定こども園等
 ・補助件数 2市(11施設)
 ・補助基準
 ・利用定員121人未満：年額3,117千円
 ・利用定員121人以上：年額6,234千円
 ・補助率 7/8 (国6/7、県1/7)
- (6) 保育体制強化事業 27,741千円
 保育士等の業務負担を軽減するため、清掃や給食の配膳、寝具の用意等の保育周辺業務を行う保育支援者の配置に要する経費に対し助成する。
 ・補助先 市町村
 ・対象施設 私立の保育所、幼保連携型認定こども園等
 ・補助件数 6市町村(27施設)
 ・補助基準 1施設当たり月額100千円(加配要件あり)
 ・補助率 3/4 (国2/3、県1/3)

3 予算額

81,459千円 (国47,050千円 ⊖34,409千円)
 内訳
 ・補助金 67,127千円
 ・委託料 13,661千円
 ・旅費、需用費等 671千円

多様な保育促進事業

幼保推進課

1 目的

保育環境の充実に向けて、子どもの状態に応じた多様な保育が可能となるよう受入体制の整備を促進する。

2 概要

- (1) 医療的ケア児保育支援事業 33,398千円
保育所等における医療的ケア児の受入体制を整備するため、看護師の配置等に要する経費に対し助成する。
- ・補助先 市町村
 - ・対象施設 保育所、認定こども園等
 - ・補助件数 6市(9施設)
 - ・対象経費 医療的ケアを行う看護師等の人件費、その他ケアに要する物品の購入経費等
 - ・補助率 3/4(国2/3、県1/3)
- (2) (新)障害児受入促進に係る保育環境改善等事業 1,620千円
障害児や医療的ケア児を受け入れるために必要な物品の購入や改修等に要する経費に対し助成する。
- ・補助先 市町村
 - ・対象施設 保育所、認定こども園等
 - ・補助件数 1市(3施設)
 - ・対象経費 障害児等の保育に要する物品の購入経費
 - ・補助率 2/3(国1/2、県1/2)

3 予算額

35,018千円(国23,074千円 ⊖ 11,944千円)
内訳 ・補助金 35,018千円

学校支援スタッフ配置事業

義務教育課

1 目的

子どもたちの多様な学びを保障するとともに教員の負担軽減を図るため、教員の業務を支援するスタッフを配置する。

2 概要

- (1) 学校サポーター配置事業 82,546千円
教員の負担軽減を図るため、学校サポーターを配置する。
- ・職務内容 教室環境の整備、印刷物や物品の準備、休み時間の見守り、来客・電話対応 等
 - ・配置基準 ①児童生徒数が概ね300人以上の小・中学校及び義務教育学校
②児童生徒数が概ね100人以上300人未満で令和4年度の時間外在校等時間の月平均が35時間以上の小学校及び義務教育学校（前期課程）
 - ・配置人数 89人
- (2) (新)児童生徒の学びを支える支援スタッフ配置事業 25,277千円
教室に入りづらさを感じている児童生徒が安心して過ごすことのできる場を確保し、多様な学びを保障するため、支援スタッフを配置する。
- ・職務内容 校内教育支援センター等における学習支援やオンライン授業に係る準備、学級担任との連絡調整 等
 - ・配置基準 ①令和5年度途中の不登校児童生徒数が概ね9人以上の小学校又は6人以上の中学校
②上記に満たない学校のうち、令和3～5年度の3年間の合計が18人以上の学校
※児童生徒支援加配校等を除く
 - ・配置人数 18人

3 予算額

107,823千円 (国 33,707千円 ⊖74,116千円)

- 内訳
- ・報酬 77,044千円
- ・職員手当 22,859千円
- ・共済費 644千円
- ・旅費 7,276千円

全国高等学校総合文化祭あきた大会開催事業

高校教育課

1 目的

令和8年度に開催予定の全国高等学校総合文化祭の準備に向けて、実行委員会を設置するほか、生徒の育成及び指導者の資質向上を図る。

2 概要

(1) 実行委員会の設置及び先催県の視察

- ・ 実行委員会の設置
- ・ プレ大会及び本大会に向けた準備
- ・ 国際交流国及び交流校の選定
- ・ 先催県の視察等（本大会：岐阜県 プレ大会：香川県）

(2) 規定19部門の強化補助

- ・ 開催部門 演劇、合唱、吹奏楽、器楽・管弦楽、日本音楽、吟詠剣詩舞、郷土芸能、マーチングバンド・バトントワリング、美術・工芸、書道、写真、放送、囲碁、将棋、弁論、小倉百人一首かるた、新聞、文芸、自然科学
（下線部は、本県になかった部門で、令和5年度に新設）
- ・ 補助率 定額（新設部門195千円、その他の部門95千円を上限）

3 予算額

26,000千円 (⊖26,000千円)

内訳	・ 報償費	160千円
	・ 旅費	13,871千円
	・ 需用費	1,900千円
	・ 役務費	906千円
	・ 委託料	6,386千円
	・ 使用料	452千円
	・ 補助金	2,325千円

第50回全国高等学校総合文化祭秋田大会(あきた総文2026)

目的・沿革

全国高等学校総合文化祭は、昭和52年から開催されている全国の高校生による国内最大規模の芸術文化活動の発表の場であり、高校生の創造活動の向上や相互交流を深めることを目的としている。

秋田県での開催は、昭和56年(第5回)以来、2回目の開催となる。なお、インターハイ開催地との調整により、北海道・東北地区の次の開催割当て年度は令和14年度となる。

- 主催 文化庁、(公社)全国高等学校文化連盟、秋田県、秋田県教育委員会、県内開催市町村・同教育委員会、秋田県高等学校文化連盟
- 開催期間 (令和6年6月に公表) 令和8年7月下旬～8月上旬の7日間
- 参加者 参加高校生2万人、観客8万人、計10万人
- 開催場所 県内各市町村



○開催内容

開会行事	総合開会式、パレード
部門別事業	舞台発表、展示発表、巡検研修、開閉会式等
	【規定部門(19部門)】 全ての大会で実施する部門 演劇、合唱、吹奏楽、器楽・管弦楽、日本音楽、吟詠剣詩舞、郷土芸能、マーチングバンド・バトントワリング、美術・工芸、書道、写真、放送、囲碁、将棋、弁論、小倉百人一首かるた、新聞、文芸、自然科学
	【協賛部門】 開催県で内容を検討し、実施する部門 茶華道、情報、特別支援学校
国際交流事業	開催地高校生と海外高校生との文化交流



※皇族の御臨席(総合開会式及びパレード)、部門の御覧等を予定

○近年の開催状況

開催年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
回	41	42	43	44	45	46	47
開催地	宮城県	長野県	佐賀県	高知県	和歌山県	東京都	鹿児島県
参加生徒数	19,344	21,035	18,021	WEB 開催	14,583	17,720	21,231
観覧者数	94,401	100,336	91,010		25,254	40,500	91,616

高等学校学習環境等整備事業

高校教育課

1 目的

社会の変化に柔軟に対応し生徒の多様な能力を伸ばすため、高等学校の学習環境を整備する。

2 概要

(1) 専門高校等実習設備充実事業 208,046千円

- ・ 小型実習船「真山丸」の整備（男鹿海洋高校）
令和5～6年度の2か年で建造
総工費379,060千円、FRP造19トン、令和6年12月竣工
- ・ 農業関係実習設備の整備（大曲農業高校）
畜産用トラクタ、スプレッタ等

(2) e-AKITA ICT学び推進プラン事業 382,778千円

- ・ (新) デジタル採点システムの導入
テスト答案をスキャナで読み取り、AIのサポートにより採点・集計するシステム
- ・ 教員用パソコンリース、校内ネットワーク維持管理
- ・ SINE T接続に必要な機器の調達、設計・構築、保守管理
- ・ 校務支援システム管理保守 ほか

(3) 新設統合高等学校等初度調弁費 17,904千円

- ・ 十和田高校、小坂高校の不用物品処分等

3 予算額

608,728千円 (国)2,921千円 (諸)7,857千円 (○)597,950千円)

内訳	・ 需用費	1,881千円
	・ 役務費	38,157千円
	・ 委託料	71,961千円
	・ 使用料	295,091千円
	・ 工事請負費	186,549千円
	・ 備品購入費	15,089千円

学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例案【議案第94号】

高校教育課

1 改正理由

児童生徒数の増減等に伴い、学校職員の定数を改める必要がある。

2 改正内容

公立小学校等の職員定数を次のとおりとする。

区分		職員定数（単位：人）			
		改正前	改正後	増 減	
公立の小学校、中学校及び義務教育学校	校長及び教員	4,729	4,620	△109	
	養護教員	296	292	△4	
	栄養教諭及び学校栄養職員	92	92	0	
	事務職員	304	293	△11	
県立高等学校	全日制課程	校長、教員、実習助手及び事務職員	1,862	1,831	△31
		その他の職員	60	57	△3
	定時制課程	校長、教員、実習助手及び事務職員	123	122	△1
		その他の職員	7	7	0
	通信制課程	教員及び事務職員	16	15	△1
		その他の職員	1	1	0
県立特別支援学校	校長、教員、寄宿舎指導員及び事務職員	1,006	1,006	0	
	その他の職員	76	76	0	
計		8,572	8,412	△160	

3 施行期日

令和6年4月1日

新	旧
<p>第一条 公立の小学校、中学校及び義務教育学校の職員定数は、次のとおりとする。</p> <p>一 校長及び教員 四、六二〇人</p> <p>二 養護教員 二九二人</p> <p>三 略</p> <p>四 事務職員 二九三人</p> <p>第二条 県立高等学校の職員定数は、次のとおりとする。</p> <p>一 全日制課程</p> <p>(一) 校長、教員、実習助手及び事務職員 一、八三一人</p> <p>(二) その他の職員 五七人</p> <p>二 定時制課程</p> <p>(一) 校長、教員、実習助手及び事務職員 一、二二二人</p> <p>(二) 略</p> <p>三 通信制課程</p> <p>(一) 教員及び事務職員 一五一人</p> <p>(二) 略</p>	<p>第一条 公立の小学校、中学校及び義務教育学校の職員定数は、次のとおりとする。</p> <p>一 校長及び教員 四、七二九人</p> <p>二 養護教員 二九六人</p> <p>三 略</p> <p>四 事務職員 三〇四人</p> <p>第二条 県立高等学校の職員定数は、次のとおりとする。</p> <p>一 全日制課程</p> <p>(一) 校長、教員、実習助手及び事務職員 一、八六二人</p> <p>(二) その他の職員 六〇人</p> <p>二 定時制課程</p> <p>(一) 校長、教員、実習助手及び事務職員 一、二三人</p> <p>(二) 略</p> <p>三 通信制課程</p> <p>(一) 教員及び事務職員 一六一人</p> <p>(二) 略</p>

特別支援学校生の職域拡大・職場定着促進事業

特別支援教育課

1 目的

特別支援学校生の一般就労を支援するため、就労可能な職域の拡大と職場定着の促進を図る支援員を配置するほか、特別支援学校における職業教育等の充実を図る。

2 概要

(1) 職域拡大推進員の拡充配置

事務系や地域の実情に応じた職域の拡大を図るほか、職場定着を支援するため企業訪問等を行う。

- ・ 2名（県北地区及び県南地区の事業推進拠点校にそれぞれ1名配置）

(2) 職域拡大・職場定着促進会議の開催

雇用や福祉等の関係機関や事業所団体との連携を図り、就労時の課題等を分析する。

- ・ 年2回

(3) 職域拡大を踏まえた職業教育の充実

開拓した職域に応じ、特別支援学校における作業学習・職業教育等を充実する。

- ・ 職場見学、体験、実習

(4) 職域拡大・職場定着に係る理解推進

障害者雇用に関する理解を広めるため、特別支援学校就労促進フェアを開催する。

- ・ 県内3会場

3 予算額

6,325千円（~~26~~千円 ⊖6,299千円）

内訳	・ 報酬、共済費	5,011千円
	・ 報償費	180千円
	・ 旅費	890千円
	・ 需用費、使用料	244千円

あきたMuseum機能強化事業

生涯学習課

1 目的

全ての人に開かれた社会教育施設・文化施設としてのミュージアムを目指し、博物館同士や地域の多様な主体との連携により、特別展の充実、デジタル技術を活用した新たな鑑賞・体験の機会創出、障害者の生涯学習、展示手法のバリアフリー化等、これからの博物館に求められる課題に対応するための機能強化を図る。

2 概要

(1) Museum特別展充実事業 35,000千円

県立4博物館施設において特別展を開催する。

①県立美術館

- ・日本の洋画130年 珠玉の名品たち
- ・金魚絵師 深堀隆介展
- ・ロートレックとベル・エポックの巴里ー1900年

②近代美術館

- ・岩合光昭写真展 こねこ
- ・THE 新版画 版元・渡邊庄三郎の挑戦
- ・金曜ロードショーとジブリ展
- ・みんなのキンピ展II

③博物館

- ・世界の昆虫展～世界は昆虫であふれている

④農業科学館

- ・バラフェスタ&ガーデンフェスタ
- ※各展覧会名称は仮称

(2) Museumネットワーク形成事業 1, 926千円

①「みんなのMuseum」プロジェクト

博物館同士や学校、民間等、地域の多様な主体と協働し、Museumを核としたまちづくり、観光・福祉等の地域課題への対応などに取り組む。

<取組内容>「アーティストと障害者との共同制作」「地元商店街等との展示コラボイベント」等

②博物館ネットワーク促進事業

文化遺産、収蔵・展示作品の保存・保護と活用の振興を図るため、県内の博物館等施設のネットワーク化と、新規博物館登録を促進する。

(3) MuseumDX推進事業 9, 107千円

①メタバース×Museumあきた拡充事業

仮想近代美術館「メタバース×キンビ」で展覧会・各種イベント、学校向け鑑賞プログラム等を提供する。

②デジタルアーカイブ構築事業

県内博物館施設によるデジタルアーカイブの構築に向けたシステムのスキームを検討する。

3 予算額

46, 033千円 (諸 27, 801千円 ⊖ 18, 232千円)

内訳 ・負担金 36, 800千円

・委託料 9, 038千円

・役務費等 195千円

(新) 図書館総合電算システム更新事業

生涯学習課

1 目的

現行図書館総合電算システムの保守及びリース契約期間の終了に伴い、機能を向上したシステムへの更新を行う。

2 概要

(1) 図書館総合電算システムの内容

図書の貸出や返却処理、インターネットでの所蔵資料の公開や予約、利用者からの収蔵資料に関する問い合わせや資料の受入管理など、図書館業務を包括する中枢システム。

(2) 機能向上の内容

- ・スマートフォンを活用した図書貸出の新サービスの提供
- ・県内図書館の蔵書検索システムに書影（本の表紙の画像等）を表示できる機能の拡充
- ・文教施設のデジタル資料を公開する国のウェブサイトとの連携による検索範囲の拡大
- ・パソコン更新による図書の貸出や返却処理能力の向上

(3) 運用期間

令和7年2月1日から令和12年1月31日まで（60ヶ月）

3 予算額

83,981千円 (⊖83,981千円)

内訳	・需用費	290千円
	・委託料	81,542千円
	・使用料及び賃借料	2,149千円

(新) 秋田県甘肅省文化交流事業－甘肅省博物館秋田文化展－

文化財保護室

1 目的

国際友好親善の一層の発展と交流人口の拡大を目指すため、甘肅省博物館が友好交流事業として開催する「秋田文化展」に、秋田を代表する資料を出展する。

2 概要

- (1) 企画展名 日本秋田県縄文時代及び民俗文物展（仮）
- (2) 会場 甘肅省博物館
- (3) 会期 令和6年7月から12月（予定）
- (4) 展示品
 - ・秋田県の縄文時代から平安時代にかけての考古資料 約120点
 - ・秋田県を代表する民具や工芸品等の民俗文化資料 約50点
- (5) 費用等
 - ・相互協力協定に基づき、展示品輸送費等を負担
 - ・展示品引き渡し及び企画展開幕式への職員派遣

3 予算額

11,512千円 (⊖11,512千円)	
内訳	
・報償費	280千円
・旅費	1,859千円
・役務費	74千円
・委託料	9,299千円

【参考】甘肅省交流の歴史

昭和57年	秋田県甘肅省友好提携
平成13年	文化交流事業開始
平成26年	「秋田県・甘肅省友好提携30周年記念文化交流展－シルクロードの記憶－」開催
令和3年	第3次文化交流事業の開始
令和5年	秋田県・甘肅省友好提携40周年記念祝賀会

○ 出展予定資料例



考古資料：土偶



民俗資料：箱ゾリ



工芸資料：銀線細工

○ 30周年記念文化交流展ーシルクロードの記憶ー 開催状況

